

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名 こども家庭部 保育・幼稚園課

実施事案名	松山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の全部改正（案）
政策等を策定する趣旨，目的及び背景	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項から第4項の規定により、各自治体が内閣府令の基準を参考にして条例で定めることとされています。 この度、内閣府令が改正され、令和6年4月1日に施行されたことに伴い、条例を改正するものです。
策定根拠となる法令等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）  就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和6年6月3日（月）
------------	-------------